

(仮称) 竜泉二丁目福祉施設及び地域施設新築工事請負契約等の
一部変更に係る専決処分について

1 専決処分の対象案件

No	件名	変更前契約金額	変更後契約金額	差引増減額
1	(仮称)竜泉二丁目福祉施設及び地域施設新築工事	5,032,827,438円	5,048,577,597円	15,750,159円
2	(仮称)竜泉二丁目福祉施設及び地域施設新築電気設備工事	1,066,746,617円	1,078,244,044円	11,497,427円
3	(仮称)竜泉二丁目福祉施設及び地域施設新築空調設備工事	1,030,139,770円	1,040,115,670円	9,975,900円
4	(仮称)竜泉二丁目福祉施設及び地域施設新築給排水設備工事	997,841,064円	1,006,282,464円	8,441,400円

2 変更の理由

賃金水準及び物価水準の変動に伴い、工事請負契約約款第25条第6項の規定による請求があったため。

3 その他

対象案件の金額の増額については、「議会の議決を得た契約の変更に関する区長の専決処分の指定について」に基づき、令和6年11月15日付で専決処分を行いました。